

国勢調査報告

— 平成22年10月1日現在 —

板橋区

国勢調査報告

— 平成22年10月1日現在 —

ま え が き

国勢調査は、統計法に基づき、日本に住んでいるすべての人を対象とする最も基本的な統計調査で、大正9年以来ほぼ5年ごとに実施され、平成22年国勢調査は第19回目にあたります。

その調査結果は、男女別、年齢別、産業別などの人口構成や世帯人員別、家族類型別などの世帯状況及び住居の実態を明らかにするものです。特に今回の調査は、少子高齢化が進行し、社会経済環境が大きく変動する中で、21世紀の道筋を示す大きな意義を持つものであります。

本書は、国及び東京都の国勢調査報告に基づいて板橋区分を独自に抜粋収録したものであり、各種施策の基礎資料として、また区民の方々をはじめ、産業、学術研究など各方面において広くご活用いただければ幸いに存じます。

おわりに、この調査にご協力いただきました区民の皆さま並びに関係各位に対し、心から感謝申し上げます。

平成25年7月

板橋区長

坂 本 健

利用上の注意

- 1 本書は特にことわりのないかぎり、総務省統計局発行の「平成22年国勢調査報告」及び東京都発行の「平成22年国勢調査東京都区市町村町丁別報告」をもとに、板橋区分について独自に抜粋集計したものである。
- 2 この統計表の内容は平成22年の調査結果を収録し、他の年のものは比較対照のために掲げた。また、表章地域は板橋区であるが、必要に応じて東京都等の数値を掲載した。
- 3 年齢別の表は5歳階級別を掲載した。
- 4 統計表によっては、単位未満を四捨五入してあるので、総数とはかならずしも一致しない。
- 5 符号の用法
 - 「－」 皆無または該当数字なし
 - 「△」 対前回減少，減少比を示す
 - 「x」 秘密保持のために公表を控えたもの
- 6 特に説明を要する事項については、脚注として記載した。
- 7 照会先

板橋区役所総務部総務課統計係 〒173-8501 板橋区板橋二丁目6番1号

TEL 03-3579-2057

FAX 03-3579-4212

□関連ホームページアドレス

- ・政府統計の総合窓口 <http://www.e-stat.go.jp>
- ・総務省統計局 <http://www.stat.go.jp>
- ・東京都総務局 <http://www.soumu.metro.tokyo.jp>
- ・板橋区役所 <http://www.city.itabashi.tokyo.jp>

目 次

まえがき

利用上の注意

国勢調査の概要・・ 2

用語の解説・・ 3

調査結果の概略・・ 9

統 計 表

第 1 表 年次別，世帯数，人口の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 6

第 2 表 東京都 2 3 区，市，郡，島部別人口・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 7

第 3 表 町丁目別，人口増減(平成 1 7 年～平成 2 2 年)・・・・・・・・ 1 8

第 4 表 町丁目別，年齢別，男女別人口・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 0

第 5 表 国籍(1 1 区分)，男女別外国人数・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 6

第 6 表 配偶関係，年齢，男女別 1 5 歳以上人口・・・・・・・・ 3 8

第 7 表 労働力状態，男女別 1 5 歳以上人口・・・・・・・・ 3 9

第 8 表 産業(大分類)，年齢，男女別 1 5 歳以上就業者数・・・・・・・・ 4 0

第 9 表 職業(大分類)，年齢，男女別 1 5 歳以上就業者数・・・・・・・・ 4 2

第 1 0 表 産業(大分類)，従業上の地位，男女別 1 5 歳以上就業者数 4 4

第 1 1 表 常住地による年齢，男女別，従業・通学別人口・・・・・・・・ 4 6

第 1 2 表 従業地・通学地による年齢，男女別，従業・通学別人口 4 8

第 1 3 表 常住地又は従業地による産業(大分類)別 1 5 歳以上就業者数 4 9

第 1 4 表 板橋区と各地域相互間の流入・流出口・・・・・・・・ 5 0

第 1 5 表 町丁目別 昼間人口・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 2

第 1 6 表 東京都地域別，昼間・夜間人口，流入・流出超過人口 5 4

第 1 7 表 世帯人員別一般世帯数，施設等の世帯の種類別世帯数 5 5

第 1 8 表 世帯の家族類型別一般世帯数，一般世帯人員，世帯人員及び 1 世帯当たり
世帯人員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 6

第 1 9 表 町丁目別，世帯の種類別世帯数及び世帯人員(核家族世帯，6 5 歳以上世帯員の
いる一般世帯)・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 8

第 2 0 表 子供の数別母子世帯数，母子世帯人員及び 1 世帯当たり子供の数 6 4

第 2 1 表 子供の数別父子世帯数，父子世帯人員及び 1 世帯当たり子供の数 6 4

第 2 2 表 夫の年齢，妻の年齢別高齢夫婦世帯数・・・・・・・・ 6 4

第 2 3 表 年齢，男女別高齢単身者世帯・・・・・・・・ 6 4

第 2 4 表 夫の就業・非就業，夫の年齢，妻の就業・非就業，妻の年齢別
高齢夫婦世帯数・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 5

第 2 5 表 住居の種類，住宅の所有の関係別一般世帯数，
一般世帯人員，1 世帯当たり人員・・・・・・・・ 6 6

第 2 6 表 住宅の建て方別住宅に住む一般世帯数，
一般世帯人員，1 世帯当たり人員・・・・・・・・ 6 6

第 2 7 表 延べ面積，住宅の建て方別住宅に住む主世帯数 6 6

付録

調査票様式

国勢調査の概要

1 調査の目的

国勢調査は、我が国の最も基本的な統計調査で、全国・都道府県・区市町村の人口・世帯数をはじめ、男女・年齢別、産業別などの人口構成や、世帯の構成・居住状況を明らかにし、国や地方公共団体の行政に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査期日

平成22年国勢調査は、平成22年10月1日午前零時を基準日時として実施された。

3 調査の法的根拠及び沿革

国勢調査は、統計法(昭和22年法律第18号)による指定統計調査(指定統計第1号・総務省所管)であり、同法及び国勢調査令並びに国勢調査施行規則に基づいて、大正9年以来ほぼ5年ごとに実施されており、平成22年国勢調査は、第19回目にあたる。国勢調査は、大正9年を初めとする10年ごとの大規模調査と、その中間年の簡易調査とに大別され、今回の平成22年国勢調査は大規模調査である。

4 調査の対象

国勢調査では、国籍に関わらず日本に住んでいるすべての人(外国の外交団・領事団とその家族及び外国の軍隊の軍人・軍族とその家族を除く)を対象として、普段住んでいる場所で、世帯ごとに調査する。

5 調査事項

平成22年国勢調査では、次に掲げる事項について調査した。

(世帯員に関する事項)

- (1) 氏名
- (2) 男女の別
- (3) 出生の年月
- (4) 世帯主との続き柄
- (5) 配偶の関係
- (6) 国籍
- (7) 現住居での居住期間
- (8) 5年前の住居の所在地
- (9) 教育
- (10) 就業状態
- (11) 所属の事業所の名称及び事業の種類
- (12) 仕事の種類
- (13) 従業上の地位
- (14) 従業地又は通学地
- (15) 利用交通手段

(世帯に関する事項)

- (1) 世帯の種類
- (2) 世帯員の数
- (3) 住居の種類
- (4) 住宅の床面積
- (5) 住宅の建て方

用語の解説

■ 人口

国勢調査における人口とは「常住人口」であり、常住人口とは調査時に調査の地域に常住している者をいう。「常住している者」とは、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在居た場所に「常住している者」とみなした。

ただし、次の者については、それぞれ次に述べる場所に「常住している者」とみなしてその場所で調査した。

- 1 学校及び専修学校又は各種学校に在学している者で、通学のために寄宿舎、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している施設で調査した。
- 2 病院又は療養所に引き続き3か月以上入院し、又は入所している者はその入院先、それ以外の者は自宅で調査した。
- 3 船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる者で陸上に生活の本拠を有する者はその住所、陸上に生活の本拠の無い者はその船舶で調査した。
- 4 自衛隊の営舎内又は自衛隊が使用する船舶内の居住者は、その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部の所在する場所で調査した。
- 5 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち、死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院で調査した。

■ 通勤・通学人口

通勤・通学人口とは、自宅外で従業している15歳以上就業者の人口と学校（予備校などの各種学校、専修学校を含む。）に通っている15歳以上通学者の人口をいう。

■ 昼間人口

昼間人口とは、ある地域に常住する人口に、その地域へ通勤者又は通学者として流入する人口（流入人口）を加え、さらに、その地域から

通勤者又は通学者として流出する人口（流出人口）を差し引いた人口である。したがって昼間人口には買い物や行楽などのための一時的理由による流入、流出人口は含まれない。

■ 夜間人口

夜間人口とは、常住人口と同義である。

■ 昼間人口指数

昼間人口指数とは、昼間と夜間の人口比率（夜間人口100人あたりの昼間人口の割合）を示す指標で、次の式により求める。

$$\text{昼間人口指数} = \text{昼間人口} \div \text{夜間人口} \times 100$$

■ 面積

面積は、国土交通省国土地理院が公表した平成22年10月1日現在の「平成22年全国都道府県市区町村別面積調」によっている。

■ 年齢

年齢は、平成22年9月30日現在による満年齢である。なお、平成22年10月1日午前零時に生まれた人は、0歳とした。

■ 配偶関係

配偶関係は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分した。

- 1 未婚
まだ結婚したことのない人
- 2 有配偶
届出の有無に関係なく、妻又は夫のある人
- 3 死別
妻又は夫と死別して独身の人
- 4 離別
妻又は夫と離別して独身の人

■ 国籍

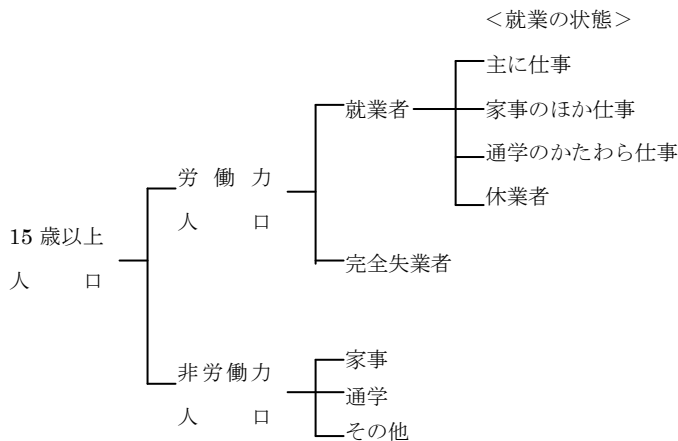
国籍を、「日本」、「韓国・朝鮮」、「中国」、「フィリピン」、「タイ」、「インドネシア」、「ベトナム」、「イギリス」、「アメリカ」、「ブラジル」、「ペルー」、「その他」に区分した。なお、二つ以上の国籍を持つ人について次のように取り

扱った。

- 1 日本と日本以外の国の両方の国籍を持つ人—日本
- 2 日本以外の二つ以上の国籍を持つ人—調査票の国名欄に記入された国

■ 労働力状態

15歳以上の者について、平成22年9月24日から30日までの1週間（以下「調査週間」という。）に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分した。



- 1 労働力人口
就業者と完全失業者を合わせたもの
- (1) 就業者

調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む。）になる仕事を少しでもした人

また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入になる仕事をしたこととして、就業者に含めた。

ア 主に仕事

主に勤め先や自家営業などの仕事をして
いた場合

イ 家事のほか仕事

主に家事などをされていて、そのかたわら
仕事をした場合

ウ 通学のかたわら仕事

主に通学していて、そのかたわら仕事
をした場合

エ 休業者

勤め人や個人で事業を営んでいる人が病
気や休暇などで仕事を休み始めてから 30
日未満の場合、又は、勤め人が 30 日以上休

んでいても賃金や給料をもらったか、もら
うことになっている場合

(2) 完全失業者

調査週間中、収入になる仕事を少しもしな
かった人のうち、仕事に就くことが可能であ
って、かつ公共職業安定所に申し込むなどし
て積極的に仕事を探していた人

2 非労働力人口

調査週間中、収入になる仕事を少しもしな
かった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人

(1) 家事

自分の家で主に炊事や育児などの家事をし
ていた場合

(2) 通学

小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・
短期大学・大学・大学院のほか、予備校・洋
裁学校などの各種学校・専修学校に通学して
いた場合

(3) その他

上のどの区分にも当てはまらない場合（高
齢者など）

■ 従業上の地位

就業者を、調査週間中その人が仕事をしてい
た事業所における状況によって、次のとおり区
分した。

1 雇用者

会社員・工員・公務員・団体職員・個人商
店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇
用されている人・臨時雇いなど、会社・団体・
個人や官公庁に雇用されている人で、次にい
う「役員」でない人

(1) 正規の職員・従業員

勤め先で一般職員又は正社員と呼ばれてい
る人

(2) 労働者派遣事業所の派遣社員

労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に
雇用され、そこから派遣されている人

(3) パート・アルバイト・その他

・就業の時間や日数に関係なく、「パートタイ
マー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称
で呼ばれている人

・専門的職種に従事させることを目的に契約
に基づき雇用され、雇用期間の定めのある「契
約社員」や、労働条件や雇用期間に関係なく、
勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で

呼ばれている人

2 役員

会社の社長・取締役・監査役，団体の理事・監事，公団や事業団の総裁・理事・監事などの役員

3 雇人のある業主

個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで，雇人がいる人

4 雇人のない業主

個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで，個人又は家族とだけで事業を営んでいる人

5 家族従業者

農家や個人商店などで，農仕事や店の仕事などを手伝っている家族

6 家庭内職者

家庭内で賃仕事(家庭内職)をしている人

■ 産業

産業は，就業者について，調査週間中，その人が実際に仕事をしてきた事業所の主な事業の種類（調査週間中「仕事を休んでいた人」については，その人がふだん仕事をしている事業所の事業の種類）によって分類した。

なお，仕事をしてきた事業所が二つ以上ある場合は，その人が主に仕事をしてきた事業所の事業の種類によった。

平成22年国勢調査に用いた産業分類は，日本標準産業分類（平成19年11月改訂）を基に，平成22年国勢調査の集計用に再編成したもので，本報告書の産業（3部門）の区分は，大分類を次のように集約したものである。

- 第1次産業 { A 農業，林業
B 漁業
- 第2次産業 { C 鉱業，採石業，砂利採取業
D 建設業
E 製造業
- 第3次産業 { F 電気・ガス・熱供給・水道業
G 情報通信業
H 運輸業，郵便業
I 卸売業，小売業
J 金融業，保険業

第3次産業

- K 不動産業，物品賃貸業
- L 学術研究，専門・技術サービス業
- M 宿泊業，飲食サービス業
- N 生活関連サービス業，娯楽業
- O 教育，学習支援業
- P 医療，福祉
- Q 複合サービス事業
- R サービス業(他に分類されないもの)
- S 公務(他に分類されるものを除く)
- T 分類不能の産業

■ 職業

職業は，就業者について，調査週間中，その人が実際に従事していた仕事の種類（調査週間中「仕事を休んでいた人」については，その人がふだん実際に従事していた仕事の種類）によって以下のように分類した。

なお，従事した仕事二つ以上ある場合は，その人が主に従事した仕事の種類によった。

- A 管理的職業従事者
- B 専門的・技術的職業従事者
- C 事務従事者
- D 販売従事者
- E サービス職業従事者
- F 保安職業従事者
- G 農林漁業従事者
- H 生産工程従事者
- I 輸送・機械運転従事者
- J 建設・採掘従事者
- K 運搬・清掃・包装等従事者
- L 分類不能の職業

■ 常住地

同一の場所に居住した期間又は居住しようとする期間が3か月以上にわたる場所をいう。

■ 従業地・通学地

従業地・通学地とは，就業者又は通学者が従業・通学している場所をいい，次のとおり区分した。

- 1 自宅
従業している場所が，自分の居住する家又は家に附属した店・作業場などである場合
- 2 自宅以外の区内

従業・通学先が「自宅」以外で、常住している区内の場合

3 他区

東京都特別区部内で、常住している区以外の場合

4 都内他市町村

特別区部以外の東京都内

5 都外

東京都以外の道府県

なお、他市区町村に従業・通学するということは、その従業地・通学地のある市区町村からみれば、他市区町村に常住している者が当該市区町村に従業・通学するために来るということで、これは、いわゆる従業地・通学地への流入人口を示すものである。

■ 世帯の種類

世帯を、「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分した。

1 一般世帯

一般世帯とは、次のものをいう。

- (1) 住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者

ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めた。

- (2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者

- (3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者

2 施設等の世帯

施設等の世帯とは、次のものをいう。なお、世帯の単位は、原則として下記の(1)、(2)及び(3)は棟ごと、(4)は中隊又は艦船ごと、(5)は建物ごと、(6)は一人一人である。

- (1) 寮・寄宿舎の学生・生徒

学校の寮・寄宿舎で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり

- (2) 病院・療養所の入院者

病院・療養所などに、既に3か月以上入院している入院患者の集まり

- (3) 社会施設の入所者

老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり

- (4) 自衛隊営舎内居住者

自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり

- (5) 矯正施設の入所者

刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり

- (6) その他

定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠（住所）を有しない船舶乗組員など

■ 世帯人員及び世帯主

1 世帯人員

世帯人員とは、世帯を構成する各人（世帯員）を合わせた数をいう。

2 世帯主

収入の多少、住民基本台帳の届出等に関係なく、各世帯の判断による。

■ 世帯の家族類型

一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、次のとおり区分した。

1 親族のみの世帯

二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみからなる世帯

(1) 核家族世帯

ア 夫婦のみの世帯

イ 夫婦と子供から成る世帯

ウ 男親と子供から成る世帯

エ 女親と子供から成る世帯

(2) 核家族以外の世帯

ア 夫婦と両親から成る世帯

イ 夫婦とひとり親から成る世帯

ウ 夫婦、子供と両親から成る世帯

エ 夫婦、子供とひとり親から成る世帯

オ 夫婦と他の親族（親、子供を含まない）から成る世帯

カ 夫婦、子供と他の親族（親を含まない）から成る世帯

キ 夫婦、親と他の親族（子供を含まない）から成る世帯

ク 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯

ケ 兄弟姉妹のみから成る世帯

コ 他に分類されない親族世帯

2 非親族を含む世帯

二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯

- 3 単独世帯
世帯人員が一人の世帯

■ 母子世帯・父子世帯

- 1 母子世帯
母子世帯とは、未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯をいう。
- 2 父子世帯
父子世帯とは、未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯をいう。
- 3 母（父）子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）
「1. 母子世帯」及び「2. 父子世帯」のほか、未婚、死別又は離別の女（男）親と、その未婚の20歳未満の子供及び他の世帯員（20歳以上の子供を除く。）から成る一般世帯を含めた世帯をいう。

■ 高齢単身・高齢夫婦世帯

- 1 高齢単身世帯
高齢単身世帯とは、65歳以上の者一人のみの一般世帯をいう。
- 2 高齢夫婦世帯
高齢夫婦世帯とは、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組の一般世帯をいう。

■ 住居の種類

一般世帯について、住居を次のとおり区分した。

- 1 住宅
一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる建物（完全に区画された建物の一部を含む。）
一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように独立して家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、区画ごとに一戸の住宅となる。
- 2 住宅以外
寄宿舎・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物
なお、仮小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれる。

■ 住宅の所有の関係

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を、次のとおり区分した。

- 1 主世帯
「間借り」以外の以下の5区分に居住する世帯
- (1) 持ち家
居住する住宅がその世帯の所有である場合
なお、所有する住宅は、登記の有無を問わない。また、分割払いの分譲住宅などで支払いが完了していない場合も含まれる。
- (2) 公営の借家
その世帯の借りている住宅が都道府県営又は市（区）町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合
- (3) 都市機構・公社の借家
その世帯の借りている住宅が都市再生機構又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合
なお、これには、雇用・能力開発機構の雇用促進住宅（移転就職者用宿舎）も含まれる。
- (4) 民営の借家
その世帯の借りている住宅が「公営の借家」、「都市機構・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合
- (5) 給与住宅
勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合
なお、この場合、家賃の支払いの有無を問わない。また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含まれる。
- 2 間借り
他の世帯が住んでいる住宅（持ち家、公営の借家、都市機構・公社の借家、民営の借家、給与住宅）の一部を借りて住んでいる場合

■ 住宅の建て方

各世帯が居住する住宅を、その建て方について、次のとおり区分した。このうち共同住宅については、その建物の階数を「1・2階建」、「3～5階建」、「6～10階建」、「11～14階建」、「15階建以上」の五つに区分し、

また、世帯が住んでいる階により「1・2階」,
「3～5階」,「6～10階」,「11～14階」,
「15階以上」の五つに区分している。

1 一戸建

1 建物が1住宅であるもの

なお、店舗併用住宅の場合でも、1建物が住宅であればここに含まれる。

2 長屋建

二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの

なお、いわゆる「テラス・ハウス」も含まれる。

3 共同住宅

一棟の中に二つ以上の住宅があるもので、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの

4 その他

上記以外で、例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合

■ 延べ面積

延べ面積とは、各居室の床面積のほか、その住宅に含まれる玄関・台所・廊下・便所・浴室・押し入れなども含めた床面積の合計をいう。ただし、農家の土間や店舗併用住宅の店・事務室など営業用の部分は延べ面積には含まれない。また、アパートやマンションなどの共同住宅の場合は、共同で使用している廊下・階段など共用部分は、延べ面積には含まれない。

調査結果の概略

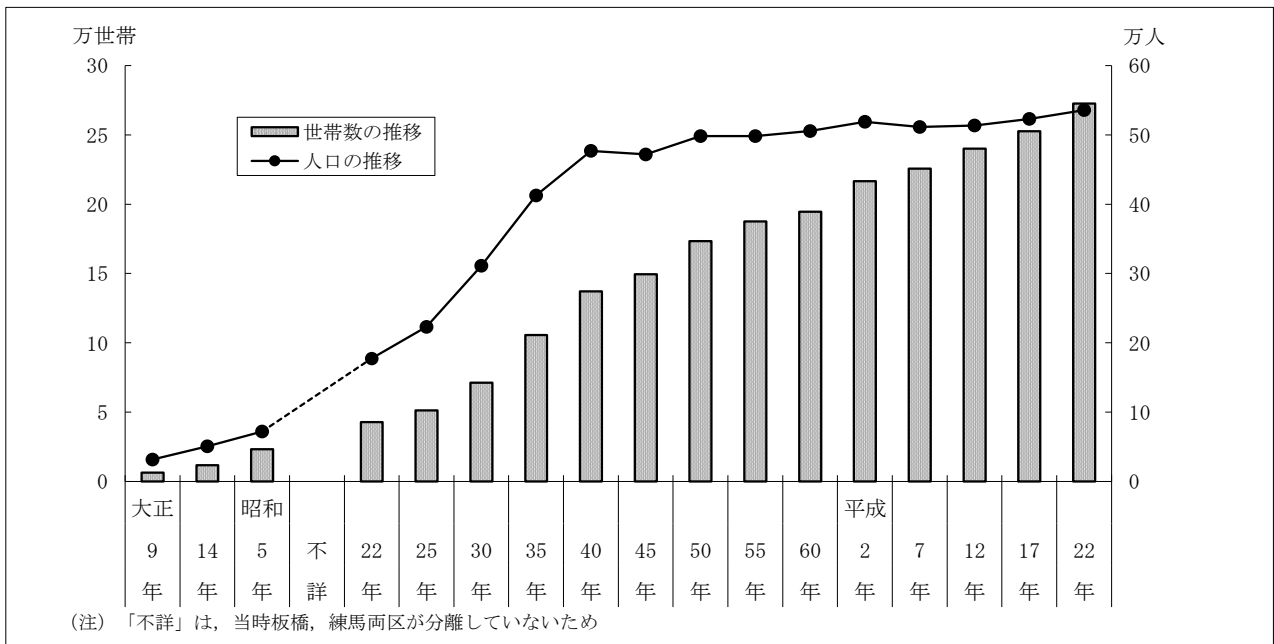
1 総人口及び人口密度〔統計表第1～3, 5表, 参考-1, 2参照〕

平成22年10月1日現在で実施した国勢調査における板橋区の人口は、535,824人で、前回調査（平成17年）より12,741人増加し、東京23区中で、7番目の規模となっている。

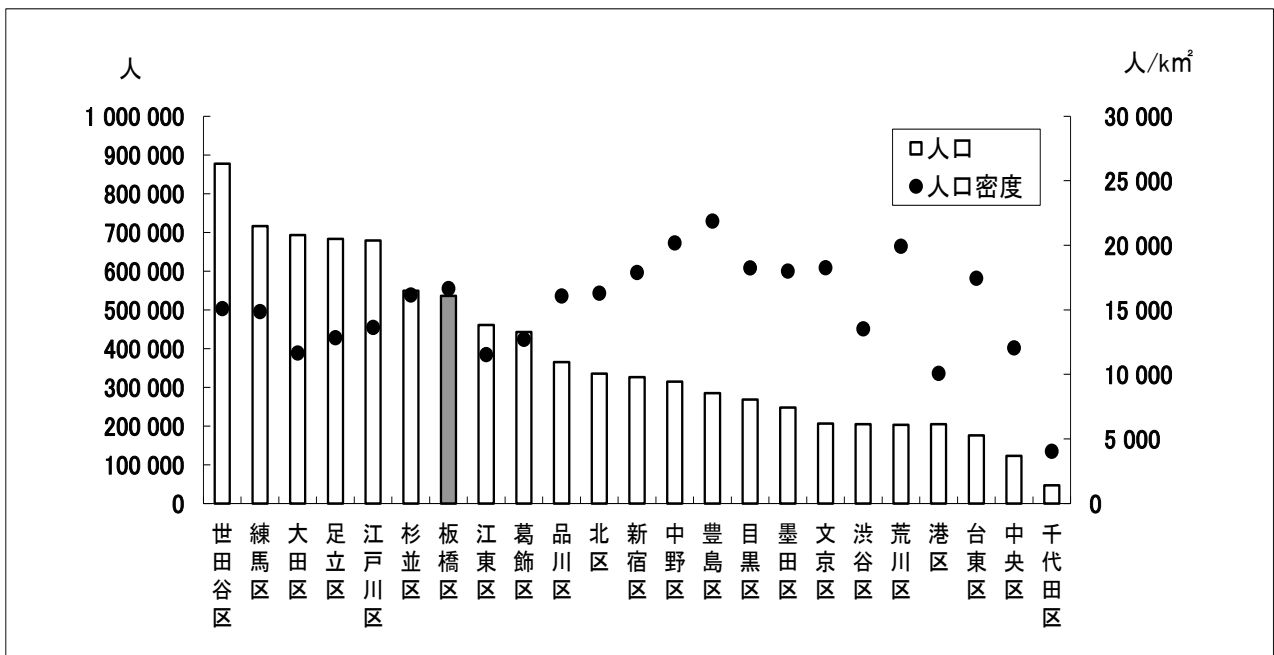
国勢調査は外国人も調査対象とするため、総人口には外国人も含まれており、その数は前回調査より870人減って、9,927人となっている。

また、人口密度は、1km²あたり16,656人となっており、23区平均14,386.1人を2,269.9人上回っている。

参考-1 板橋区の人口推移



参考-2 23区の人口比較



2 男女別人口及び年齢3区分別人口〔統計表第4表、参考－3～5参照〕

人口を男女別にみると、男性が265,665人、女性が270,159人で女性が男性を4,494人上回り、人口性比（女性100人に対する男性の数）は、98.3となっている。

これを前回調査と比較すると、男性は2,120人、女性は10,621人それぞれ増加し、人口性比は3.2ポイント低下した。

また、人口を年齢3区分別（年齢不詳を除く）にみると、今回の調査では年少人口（0～14歳）が55,731人（構成比10.6%）、生産年齢人口（15～64歳）が356,417人（構成比68%）、老年人口（65歳以上）が111,800人（構成比21.3%）となっている。前回調査と比べると、年少人口の割合は0.5ポイント、生産年齢人口は1.6ポイントそれぞれ低下し、老年人口は2.0ポイント上昇しており、高齢化が更に進行している。

参考－3 人口性比の推移

女性＝100

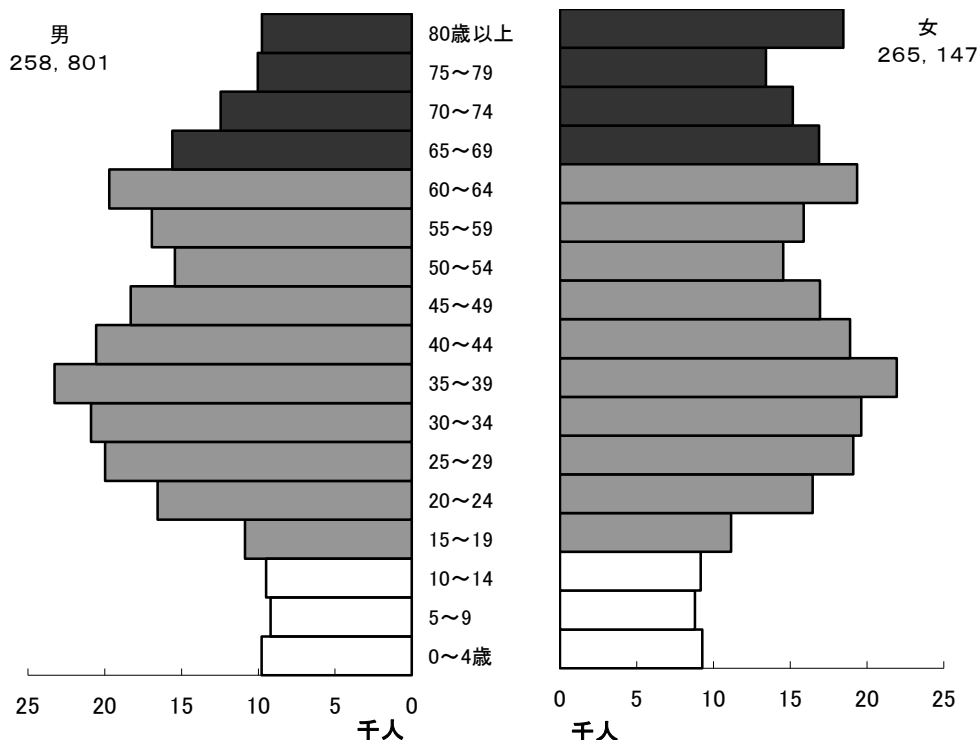
区分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
人口性比	102.0	102.5	101.3	101.2	101.5	98.3

参考－4 年齢3区分別人口割合の推移

調査年	年少人口 0～14歳		生産年齢人口 15～64歳		老年人口 65歳以上	
	実数(人)	割合(%)	実数(人)	割合(%)	実数(人)	割合(%)
平成17年	56,284	11.1	353,498	69.6	98,017	19.3
平成22年	55,731	10.6	356,417	68.0	111,800	21.3
特別区部	946,290	10.8	6,061,805	69.0	1,771,978	20.2

注)「年齢不詳」の人数は除外している。

参考－5 年齢（5歳階級）別、男女別人口



3 配偶関係〔統計表第6表、参考－6参照〕

15歳以上人口の配偶関係別割合をみると、有配偶者は男性49.2%、女性47.5%とほぼ同じであるが、死別者の割合は男性2.3%に対し女性10.3%と大きな差が生じている。これは一般的に妻の年齢が夫より低いことに加えて、女性の平均寿命が男性よりも長いことになる。

また、未婚率を見ると、男性では40～49、55～64歳で他の年代に比べて大幅な上昇が見られ、特に60～64歳ではこの5年間で7.2ポイント上昇している。女性では35～49歳で大きく上昇し、特に40～44歳でこの5年間で4.7ポイント、45～49歳は5ポイント未婚率が上昇している。

参考－6 男女、年齢（5歳階級）別にみた配偶関係別割合の推移 (%)

男女、年齢	未婚			有配偶			死別			離別		
	平成 12年	17年	22年	平成 12年	17年	22年	平成 12年	17年	22年	平成 12年	17年	22年
男	39.2	37.8	36.7	50.4	51.0	49.2	2.1	2.3	2.3	2.9	3.3	3.7
15～19歳	99.4	99.6	96.9	0.6	0.3	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
20～24	95.9	96.2	86.9	3.9	3.6	3.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.2	0.1
25～29	78.9	79.1	68.5	20.4	20.3	18.2	0.0	0.0	0.0	0.6	0.6	0.6
30～34	54.8	56.6	49.1	43.7	42.0	39.7	0.0	0.1	0.0	1.5	1.3	1.3
35～39	32.2	34.5	38.8	56.5	53.7	50.1	0.1	0.1	0.1	2.7	2.6	2.1
40～44	25.2	27.9	32.9	63.7	59.7	55.4	0.3	0.2	0.1	3.2	3.8	3.5
45～49	21.9	23.5	28.6	65.6	64.3	58.6	0.7	0.5	0.4	4.4	4.5	4.9
50～54	17.9	21.1	24.1	67.6	64.7	63.0	1.0	1.0	0.7	5.5	5.6	5.6
55～59	11.7	17.5	22.2	72.6	66.5	62.5	2.1	1.6	1.4	5.9	6.5	6.7
60～64	7.8	11.3	18.5	75.6	71.1	65.3	3.3	3.1	2.3	5.6	6.7	7.3
65～69	4.4	7.4	12.3	77.8	74.3	69.8	5.0	4.5	4.0	4.3	5.6	7.2
70～74	3.3	4.3	8.6	76.8	76.6	71.3	7.3	6.7	6.8	3.1	4.2	6.4
75歳以上	1.8	2.1	3.2	66.1	69.6	71.1	16.2	15.1	15.0	2.0	2.3	3.5
女	31.4	30.0	29.6	50.3	50.1	47.5	10.5	11.2	10.3	5.1	5.9	5.8
15～19歳	99.0	99.1	96.9	0.9	0.8	0.3	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0
20～24	92.8	92.8	86.9	6.8	6.7	5.3	0.0	0.0	0.1	0.3	0.4	0.3
25～29	65.0	67.7	63.7	33.3	30.6	26.6	0.1	0.1	0.1	1.6	1.5	1.0
30～34	37.9	41.4	40.0	58.1	54.7	51.1	0.2	0.1	0.1	3.6	3.6	2.6
35～39	21.9	25.4	29.5	68.6	64.3	60.1	0.4	0.4	0.3	5.7	6.0	4.4
40～44	15.6	19.0	23.7	73.4	68.5	63.2	1.0	0.7	0.6	7.4	8.2	6.6
45～49	12.7	14.3	19.3	74.2	71.5	64.8	2.2	1.7	1.2	8.3	9.5	8.5
50～54	10.5	12.1	15.3	73.2	71.2	67.3	3.6	3.4	2.7	9.5	10.1	9.6
55～59	8.8	10.6	12.9	71.6	70.0	66.2	7.2	5.7	4.7	9.1	10.5	10.5
60～64	7.8	8.8	11.0	68.7	67.7	65.0	13.0	10.6	8.4	7.1	9.7	10.3
65～69	7.1	7.6	9.2	61.7	63.5	60.2	20.5	17.9	15.2	6.2	7.4	9.4
70～74	6.8	7.1	8.1	51.2	54.3	54.4	31.6	28.3	24.0	5.8	6.3	7.1
75歳以上	4.0	5.3	6.2	24.0	27.5	29.9	60.9	56.8	47.5	4.0	4.4	4.8

(注) 構成比算出の元となる総数には「配偶関係不詳」を含む。

4 労働力状態〔統計表第7表参照〕

15歳以上人口468,217人（労働力状態「不詳」を含む）の経済活動の状態を見ると、調査週間に収入になる仕事を少しでもした就業者は239,743人、仕事に就くことが可能で積極的に仕事を探していたが調査週間に収入になる仕事を少しもしなかった完全失業者は16,163人で、就業者と完全失業者とを合わせた労働力人口は255,906人となる。15歳以上人口に占める労働力人口の割合（労働力率）は54.7%となり、平成17年調査時に比べて4.3ポイントの減少となる。

一方、経済活動に従事していない非労働力人口は137,257人で、15歳以上人口の29.3%となっている。

これを男女別に見ると、男性の労働力人口は146,793人、労働力率は63.7%、女性は同じく109,113人、45.9%で、前回調査に比べて男性の労働力率は5.9ポイント、女性の労働力率は2.1ポイントそれぞれ低下している。

5 産業別就業者の状況〔統計表第8～10表、参考－7参照〕

15歳以上就業者239,743人を産業大分類別に見ると、「卸売業、小売業」が37,263人で最も多く全体の15.5%を占め、次に「製造業」、「医療、福祉」、「サービス業（他に分類されないもの）」、「情報通信業」の順になっている（「分類不能の産業」を順位から除く。）。

男女別に見ると、男性では全体と同じく「卸売業、小売業」が最も多く、次に「製造業」、「建設業」、「運輸・郵便業」、「情報通信業」の順になっている。女性では「卸売・小売業」が最も多く、次に「医療、福祉」、「宿泊業、飲食サービス店業」、「製造業」、「サービス業（他に分類されないもの）」の順になっている（いずれも「分類不能の産業」を順位から除く。）。

参考－7 男女別産業大分類別就業者数及び割合

産業大分類	総数			男			女		
	人数(人)	構成比(%)	順位	人数(人)	構成比(%)	順位	人数(人)	構成比(%)	順位
総数	239,743	-	-	136,312	-	-	103,431	-	-
農業，林業	312	0.13	18	230	0.17	18	82	0.08	18
漁業	4	0.00	20	1	0.00	20	3	0.00	20
鉱業，採石業，砂利採取業	33	0.01	19	18	0.01	19	15	0.01	19
建設業	14,433	6.02	8	11,915	8.74	4	2,518	2.43	13
製造業	24,655	10.28	3	16,731	12.27	3	7,924	7.66	5
電気・ガス・熱供給・水道業	758	0.32	16	605	0.44	16	153	0.15	17
情報通信業	15,815	6.60	6	10,939	8.02	6	4,876	4.71	9
運輸業，郵便業	13,310	5.55	9	11,174	8.20	5	2,136	2.07	14
卸売業，小売業	37,263	15.54	1	18,856	13.83	1	18,407	17.80	1
金融業，保険業	8,157	3.40	13	3,430	2.52	15	4,727	4.57	10
不動産業，物品賃貸業	7,972	3.33	14	4,605	3.38	11	3,367	3.26	12
学术研究，専門・技術サービス業	10,483	4.37	10	6,627	4.86	8	3,856	3.73	11
宿泊業，飲食サービス業	14,652	6.11	7	6,568	4.82	9	8,084	7.82	4
生活関連サービス業，娯楽業	8,732	3.64	12	3,843	2.82	13	4,889	4.73	8
教育，学習支援業	9,133	3.81	11	3,928	2.88	12	5,205	5.03	7
医療，福祉	20,671	8.62	4	4,876	3.58	10	15,795	15.27	2
複合サービス事業	562	0.23	17	278	0.20	17	284	0.27	16
サービス業（他に分類されないもの）	16,742	6.98	5	9,843	7.22	7	6,899	6.67	6
公務（他に分類されるものを除く）	5,414	2.26	15	3,601	2.64	14	1,813	1.75	15
分類不能の産業	30,642	12.78	2	18,244	13.38	2	12,398	11.99	3

6 従業地・通学地別人口及び昼夜間人口〔統計表第11～16表、参考－8，9参照〕

当区に常住する就業者（15歳以上）及び通学者（15歳未満を含む）を従業地・通学地別に見ると、就業者については、自宅又は区内で従業する者が39.7%、区外で従業する者が60.3%であり、通学者については、区内で通学する者が64.6%、区外に通学する者が35.4%である。この割合は、就業者、通学者とも大きな経年変化は起こっていない。

また、昼間人口と夜間人口について見ると、当区では流出人口が多いため夜間人口よりも昼間人口が少なくなっており、昼間人口指数（夜間人口に対する昼間人口の割合）は、平成17年が90.2、平成22年が92.1と、1.9ポイント上昇している（いずれも年齢不詳を含む全人口による割合）。

参考－８ 従業地・通学地別就業者・通学者数

従業地	就業者数(人)			割合(%)		
	平成12年	平成17年	平成22年	平成12年	平成17年	平成22年
総数	259,822	250,491	209,317	100.0	100.0	100.0
自宅で従業	28,470	24,914	18,250	11.0	9.9	8.7
区内	89,808	83,616	64,853	34.6	33.4	31.0
他区 ①	121,113	121,030	107,491	46.6	48.3	51.3
都内他市町村 ②	3,245	3,226	2,899	1.2	1.3	1.4
都外 ③	17,186	17,705	15,824	6.6	7.1	7.6

通学地	通学者数(人)			割合(%)		
	平成12年	平成17年	平成22年	平成12年	平成17年	平成22年
総数	64,731	57,500	52,416	100.0	100.0	100.0
区内	40,355	35,683	33,859	62.3	62.1	64.6
他区 ④	19,452	17,396	14,855	30.1	30.3	28.3
都内他市町村 ⑤	1,394	1,462	1,130	2.2	2.5	2.2
都外 ⑥	3,530	2,959	2,572	5.5	5.1	4.9

流出人口 ①～⑥	165,920	163,778	144,771
----------	---------	---------	----------------

注) 平成22年の就業者数(人)の総数は、従業地・通学地の不詳を除く。

参考－９ 常住地別就業者・通学者数

常住地	就業者数(人)			割合(%)		
	平成12年	平成17年	平成22年	平成12年	平成17年	平成22年
総数	222,106	202,867	167,432	100.0	100.0	100.0
区内	118,278	108,530	83,103	53.3	53.5	49.6
他区 ①	39,003	35,013	31,222	17.6	17.3	18.6
都内他市町村 ②	5,711	5,474	4,968	2.6	2.7	3.0
都外 ③	59,114	53,850	48,139	26.6	26.5	28.8

常住地	通学者数(人)			割合(%)		
	平成12年	平成17年	平成22年	平成12年	平成17年	平成22年
総数	60,905	53,750	52,223	100.0	100.0	100.0
区内	40,355	35,683	33,859	66.3	66.4	64.8
他区 ④	8,609	7,067	6,774	14.1	13.1	13.0
都内他市町村 ⑤	1,010	894	1,006	1.7	1.7	1.9
都外 ⑥	10,931	10,106	10,584	17.9	18.8	20.3

流入人口 ①～⑥	124,378	112,404	102,693
----------	---------	---------	----------------

注) 平成22年の就業者数(人)の総数は、常住地の不詳を除く。

7 世帯と住居〔統計表17～27表、参考－10参照〕

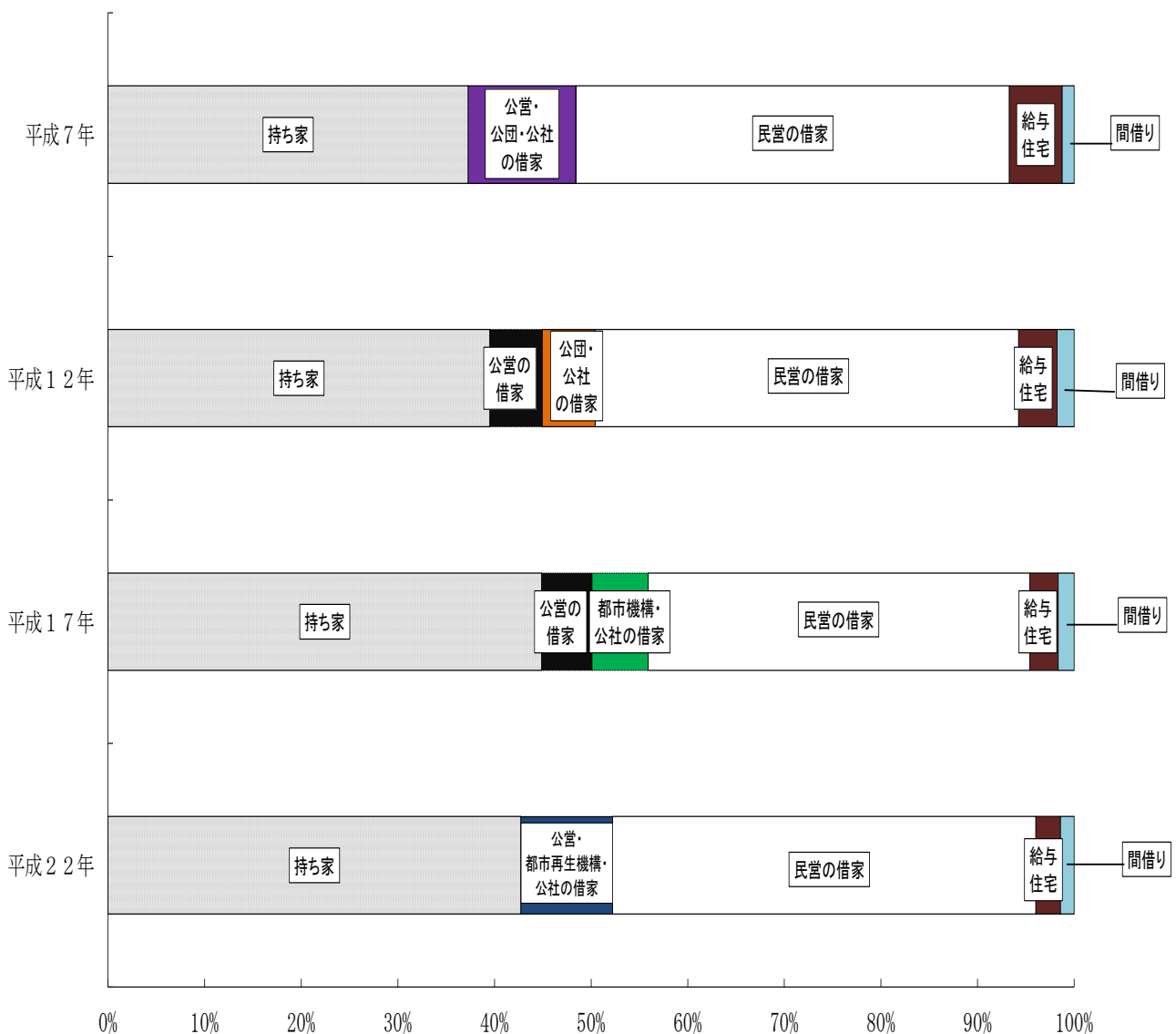
国勢調査では世帯について、家族や単身で一戸建、長屋建、共同住宅などに住む「一般世帯」と寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・療養所の入院者、社会福祉施設・矯正施設の入所者などの「施設等の世帯」に区分している。

平成22年調査の結果では、一般世帯は272,420世帯で、世帯人員は527,677人、1世帯当たりの世帯人員は1.94人である。これを前回調査と比較すると、世帯数は33,754世帯増加し、世帯人員も27,989人増加、1世帯当たりの世帯人員は前回の2.09人から0.15人減少した。

世帯人員別世帯数を見ると、1人世帯は平成12年は105,440世帯、平成17年は103,554世帯と減少傾向にあったが、平成22年調査では136,573世帯と増加に転じている。2人世帯は平成12年は56,097世帯、平成17年は59,706世帯、平成22年は62,728世帯と毎回増加している。

次に住居に関する調査結果を見ると、一般世帯のうち「住宅」に住む世帯は267,876世帯となっている。これを住宅の所有関係別に分類すると、「民営の借家」に住む世帯が117,335世帯（構成比43.8%）で一番多く、以下「持ち家」に住む世帯が114,486世帯（同42.7%）、「公営の借家・都市機構・公社の借家」に住む25,418世帯（同9.5%）、「給与住宅」に住む6,817世帯（同2.5%）、「間借り」が3,820世帯（同1.4%）となっている。

参考－10 住宅の種類別、住宅に住む一般世帯数構成比



- (注) 1. 「公営・公団・公社の借家」は、平成12年から「公営の借家」と「公団・公社の借家」に分けられた。
 2. 「公団・公社の借家」は平成17年から「都市機構・公社の借家」となった。
 3. 「公営の借家」と「都市機構・公社の借家」は、平成22年から「公営・都市再生機構・公社の借家」に統一された。